

感対第928-3号
令和7年3月3日

さいたま市保健所長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長

} 様

埼玉県保健医療部感染症対策課長
谷口 良行（公印省略）

使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省から、別紙事務連絡（令和7年2月20日付け）により、**使用推奨期限切れ**の個人防護具の配布に係る案内がありました。

つきましては、貴所管内の非医師会員医療機関に、別添のとおり御周知いただきますようお願いいたします。

また、配布対象には、自治体も含まれておりますので、希望される市におかれましては、別添のとおり申請いただきますようお願いいたします。

記

1 配布物資

- （1）アイソレーションガウン
- （2）プラスチックガウン
- （3）非滅菌手袋

※ 配布物資は、使用推奨期限切れのものです。

2 申請期限

令和7年3月14日（金）

3 申請方法

埼玉県電子申請システムによる申請

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90045

4 問い合わせについて

- （1）配布物資に関すること全般

担 当：厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用物資等確保対策推進室

電 話：０３－５２５３－１１１１（内線８２０９）

（２） 申請に関すること

担 当：埼玉県保健医療部感染症対策課 感染症担当

電 話：０４８－８３０－７３３０

メール：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

担 当：感染症担当 本多

電 話：０４８（８３０）７３３０

メール：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

使用推奨期限切れの個人防護具の配布について

国から医療機関等に対して、使用推奨期限切れの個人防護具の配布することとなりました（令和7年2月20日付け厚生労働省事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」参照）。

配布を希望される場合は、下記を御確認いただき、埼玉県電子申請システムからお申込みください。

なお、お申し込み後の修正・取消はできませんのでご注意ください。

記

1 留意事項

- (1) 配布物資は、使用推奨期限切れのものです。訓練等で使用することを想定し、診療では使用できません。
- (2) キャンセル・返品・数量変更等はできません。受入れスペースの確保にご注意ください。
- (3) 各物資の銘柄等の指定できません。
- (4) 希望数量が上限に達する場合は、抽選で選出されます。申請をしても数量調整がされる場合や配布されない場合があります。
- (5) 対象となる施設は、埼玉県内に住所のある施設に限ります。埼玉県外の住所には配送できません。
- (6) その他留意事項などは、厚生労働省からの事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」（令和7年2月20日付け）を御確認ください。

2 対象施設

埼玉県内に住所がある（1）～（3）の施設等

- (1) 医療措置協定を締結した医療機関（薬局、訪問看護事業所含む）
- (2) その他の医療機関
- (3) 自治体

3 配布物資の内容

すべて100枚単位で配布します。銘柄等の指定はできません。

- (1) アイソレーションガウン（不織布製）
- (2) プラスチックガウン
- (3) 非滅菌手袋（ニトリル又はPVC）

4 申請期限

令和7年3月14日（金）15時

5 申請方法

埼玉県電子申請システムからお申込みください。利用者登録せずに申込可能です。

(1) ～ (3) のいずれかよりアクセスできます。

(1) URL

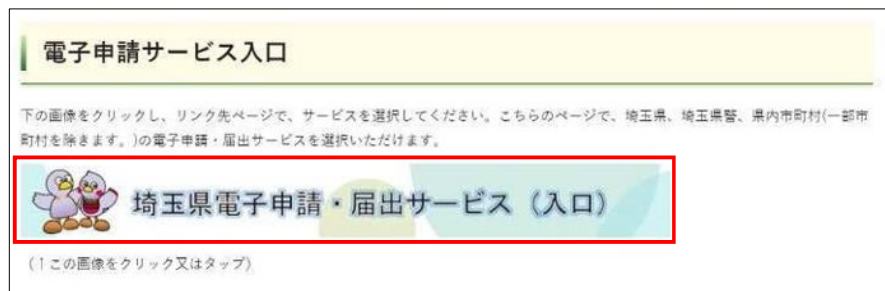
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90045

(2) QR コード



(3) 検索

- ① 検索エンジンにて「埼玉県電子申請」で検索、「電子申請・届出サービス - 埼玉県」にアクセス
- ② 「埼玉県電子申請・届出サービス (入口)」を選択



- ③ 「埼玉県への申請・届出」を選択
- ④ 検索キーワード欄に「个人防护具」と入力し「絞り込みで検索する」を選択



- ⑤ 「【3/14 (金) ㍻】使用推奨期限切れの个人防护具の配布について」を選択

5 配送予定期間

令和7年6月～9月頃を目途に配送予定

※配送日時の指定不可

6 問合せ先

(1) 配布物資に関すること全般

担 当：厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線8209）

(2) 申請に関すること

担 当：埼玉県保健医療部感染症対策課 感染症担当

電 話：048-830-7330

メー ル：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）や非滅菌手袋等（以下「個人防護具」という。）については、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国において購入や配布を行うとともに備蓄を進めてまいりました。

備蓄している個人防護具のうち使用推奨期限が切れたものについては、各医療機関等への個人防護具の配布を実施してきたところですが、それでも使用推奨期限が切れる物資が残っている状況です。

そこで、有効活用の観点から協定締結医療機関等が行う訓練及び研修（以下「訓練等」という。）に、国の備蓄している**使用推奨期限が切れた**（切れた）個人防護具を下記のとおり令和 7 年度において配布することとしました。

なお、新型インフルエンザ等対策推進会議にて、国が備蓄している個人防護具のうち使用推奨期限が切れた（切れた）ものを、医療機関が実施する訓練等のために配布することについてご提案があったところです。

上記個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の協定締結医療機関等への周知や配布希望数量等のとりまとめのご対応をお願いします。

記

1 配布の具体的内容について

- 今回配布する個人防護具の種類は、ガウン及び非滅菌手袋（※）の 2 種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては「アイソレーションガウン（不織布製）」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）等のほか、自治体及び医師会等の団体等（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

- 配布方法については、令和 6 年 10 月 3 日付け事務連絡「個人防護具の配布について」と同様です。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合がありますのでご注意ください。

- 各物資のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。

なお、出荷される物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。）となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなりますのでご注意ください。

- 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途

- ・ 配布された个人防护具については、希望した施設が自ら使用すること。
- ・ 診療以外の訓練等で利用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保

- ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

2 配布の手続について

- 都道府県においては、配布対象施設の希望する个人防护具の数量等を取りまとめ、「別紙」の様式に配布先の所在地や希望する个人防护具の数量等の必要情報を記入の上、令和7年3月21日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）
- 个人防护具の希望数量については、各配布対象施設の訓練等において今後必要となる数のご登録をお願いします。
- 配布対象施設への配布開始・完了時期については、配布数等を整理して令和7年6月を目途に順次配布を開始し、令和7年9月頃を目処に配布完了する予定です。希望状況によっては、配布予定時期の変更が生じる場合があります。なお、物資の種類によって手元に届くタイミングが異なる可能性がございますのでご了承ください。
- 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布の希望があった配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱いますので、配布対象施設への周知に当たりご注意ください。

担当者連絡先 医療用物資等確保対策推進室

TEL： 03-5253-1111(内線8209)

03-3595-3454(直通)

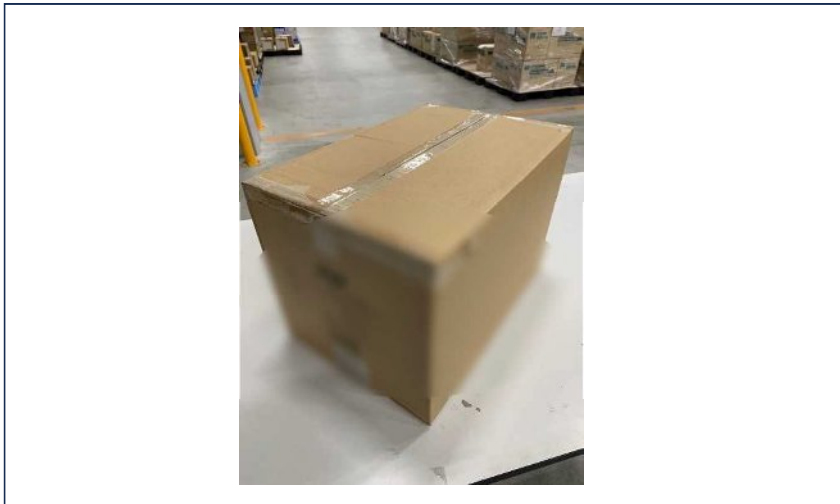
令和7年2月20日

配送予定の個人防護具の例

令和7年2月20日付け事務連絡にてお知らせした配布において配送予定である個人防護具の例は以下のとおりです。なお、あくまでも一例であり、例に記載されていない個人防護具が届く可能性もありますので、ご注意ください。

アイソレーションガウン

<写真>



幅 540mm、奥行き 365mm、高さ 360mm
入数：100 枚／箱

プラスチックガウン

<写真>



幅 570mm、奥行き 380mm、高さ 480mm

入数：200 枚／箱

非滅菌手袋（ニトリル）

※S サイズ、M サイズ、L サイズ同様

<写真>



幅 280mm、奥行き 230mm、高さ 260mm

入数：1,000 枚／箱

（※100 枚入りの小箱（幅 245mm、奥行き 110mm、高さ 55mm）が 10 箱入っている）

非滅菌手袋（PVC）

※S サイズ、M サイズ、L サイズ同様

<写真>



幅 335mm、奥行き 265mm、高さ 265mm

入数：1,000 枚／箱

（※100 枚入りの小箱（幅 240mm、奥行き 125mm、高さ 65mm）が 10 箱入っている）